

広島県告示第六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によって、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十二年二月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名称	主たる事務所 の所在地	事業所の 名称	事業所の 所在地	指定年月日
生活協同組合ひ ろしま	広島市西区草津港二 丁目八番四二号	コープデイサービ ス上畑（自悠館）	呉市上畑町一一番 一号	平成二十二年一 二月一日
株式会社誠和	尾道市新浜二丁目九 番二二号	デイサービスセン ターきららラポー ル・尾道	尾道市十四日町五 九番地八	平成二十二年一 二月一日
有限会社ブレイ クスルー	尾道市美ノ郷町三成 一八〇二番地一	デイサービス楽居	三次市南畑敷町四 八八番地三	平成二十二年一 二月一日
三次農業協同組 合	三次市十日市東三丁 目一番一号	JA三次福祉用具 レンタル事業所 〔和〕	三次市小文町四三 九番地の二	平成二十二年一 一月一日
有限会社ステッ プ	広島市佐伯区五日市 町石内一四三七番地	デイサービスセン ター早時かたらい	廿日市市大野三七 八番二二号	平成二十二年一 二月一八日